平成２８年（フ）第２６７号
埼玉県日高市大字原宿214番地43　イリーデソレイユ　201、前住所埼玉県日高市大字原宿249番地13　レオパレス　プチ・フルール２　103
債務者　木村　和沙
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２７０号
埼玉県狭山市大字東三ツ木32番地の５　サンハイム104
債務者　清水　美亜
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２９５号
埼玉県川越市小仙波町４丁目７番地８（鷲の木コーポ２階Ｄ号室）
債務者　武藤　信一
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２９６号
埼玉県川越市小仙波町４丁目７番地８（鷲の木コーポ２階Ｄ号室）
債務者　武藤　郁代
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１７１号
静岡県御殿場市川島田554番地の７　フォーブルミナミ102
債務者　押領寺　修
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５５１号
愛知県知多郡東浦町大字緒川字竹塚12番地の１
債務者　酒井　俊幸
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５７１号
名古屋市北区西味鋺４丁目501番地の１　市営西あじま荘Ｔ19棟303号、従前の住所名古屋市北区西味鋺３丁目713番地
債務者　川田　忠夫
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６１０号
愛知県春日井市花長町２丁目12番地１　第二アダチコーポ303号
債務者　轡田　康平
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６８８号
名古屋市守山区白山１丁目2209番地　メイゾンサンポアＡ棟４Ａ号
債務者　黒内　益子
1　決定年月日時　平成28年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２８８号
高知県南国市大埇甲2355番地１、申立時の住所高知市口細山193番地27
債務者　竹村　玲子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２９号
北海道岩見沢市３条東17丁目41番地　ＳＴＭ３・17　６号室
債務者　鈴木　　唯（旧姓竹田・堀）
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第５５号
北海道帯広市東９条南６丁目８番地９　鳳悠電信通
債務者　阿部　信之
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字稲村48番地19、旧住所埼玉県川口市西青木３丁目３番14―1003号　ヴェルステージ西川口
債務者　橋浦　　舞
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１３１号
盛岡市三本柳９地割14番地　藤沢アパート８号
債務者　村井　輝代
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１３２号
盛岡市三本柳９地割14番地　藤沢アパート８号
債務者　村井　幸司
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１４０号
岩手県八幡平市松尾寄木第27地割75番地１
債務者　小野澤久子
1　決定年月日時　平成28年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部